

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
変更年度	
計画主体	北海道京極町

京極町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 京極町役場産業課林務係
所在地 北海道虻田郡京極町字京極527
電話番号 0136-42-2111
FAX番号 0136-42-3155
メールアドレス sangyo@town-kyogoku.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、ニホンジカ、アライグマ、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、キツネ、タヌキ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	京極町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状

鳥獣の種類	年度	品目	被害の現状	
			被害面積	被害金額
ヒグマ	28	ニンジン、ビート スイートコーン	被害面積	0.02ha
			被害金額	35千円
	29	ビート	被害面積	0.07ha
			被害金額	44千円
	30	—	被害面積	0.00ha
			被害金額	0千円
ニホンジカ	28	—	被害面積	0.00ha
			被害金額	0千円
	29	小豆	被害面積	0.02ha
			被害金額	20千円
	30	—	被害面積	0.00ha
			被害金額	0千円
アライグマ	28	—	被害面積	0.00ha
			被害金額	0千円
	29	—	被害面積	0.00ha
			被害金額	0千円
	30	—	被害面積	0.00ha
			被害金額	0千円
カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）	28	—	被害金額	0千円
	29	—	被害金額	0千円
	30	—	被害金額	0千円
キツネ	28	—	被害面積	0.00ha
			被害金額	0千円
	29	—	被害面積	0.00ha
			被害金額	0千円
	30	—	被害面積	0.00ha
			被害金額	0千円
タヌキ	28	—	被害面積	0.00ha
			被害金額	0千円

タヌキ	29	—	被害面積	0.00ha
			被害金額	0千円
	30	—	被害面積	0.00ha
			被害金額	0千円
平成28年度 合計			被害面積	0.02ha
			被害金額	35千円
平成29年度 合計			被害面積	0.09ha
			被害金額	64千円
平成30年度 合計			被害面積	0.00ha
			被害金額	0千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

1. ヒグマ

足跡など出没痕跡は減少しつつあり、銃器・箱わなでの捕獲も前期計画期間3年間で4頭の実績となっている。電気柵等の防除体制が普及し、農業被害も減少傾向にあるが、全ての畑を囲うことは困難であり、結局は被害防除地区の外に移動して発生する。農作業時の人的被害が心配なことから、耕作地に面している字北岡、字松川、字大富、字錦、字東花、字更進について警戒する必要がある。

2. ニホンジカ

群れをなして行動している目撃情報をはじめ、北海道が実施したニホンジカライトセンサス調査の結果（H27年19頭、H28年0頭、H29年3頭、H30年11頭、H31年3頭）から多くの圃場で夜間に出没し、町内全域で増加している。また、個体数の調査・実績の増加とともに、銃器及びくくりわなでの捕獲実績も増加（H30年度銃捕獲55頭、わな捕獲3頭）している。農業被害としては、春先の大豆等播種後の新芽食害をはじめ、年間を通した圃場内走行により、根菜類に傷が付く、乾燥豆類がはぜるなどの影響が出てきた。林業被害としては、字脇方地区町有林で「角こすり」を確認している。また、京極町森林整備計画は、羊蹄山道有林被害実績から道有林に面する区域において、「鳥獣害防止森林区域」に設定している。

3. アライグマ

ふきだし公園周辺をはじめ市街地での徘徊、廃屋での捕獲をはじめ農家の納屋・資材庫への侵入による保管物の汚損。捕獲実績（89頭）は増加している。

4. カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）

農作物促成栽培シートをめくったり、新芽をつまみ出すなどの被害も出てきている。市街地では、電線に止まったカラスからの糞が公道を汚損したり、乾燥後に舞い上がるなど公衆衛生上苦慮している。また、繁殖時期に人を威嚇、攻撃することがある。

5. キツネ

市街地での徘徊、廃屋をはじめ農家の納屋・資材庫への侵入による保管物の汚損。

6. タヌキ

農業用倉庫で飼料袋が荒らされるなど被害が発生している。また、糞尿により保管機材や飼料が汚損している。

※ 参考資料

ヒグマ・ニホンジカ等捕獲位置図を添付する（資料1）

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
ヒグマ	被害金額	0.00万円	0万円
	被害面積	0.00ha	0ha
ニホンジカ	被害金額	0.00万円	0万円
	被害面積	0.00ha	0ha
アライグマ	被害金額	0.00万円	0万円
	被害面積	0.00ha	0ha
カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）	被害金額	0.00万円	0万円
	被害面積	0.00ha	0ha
キツネ	被害金額	0.00万円	0万円
	被害面積	0.00ha	0ha
タヌキ	被害金額	0.00万円	0万円
	被害面積	0.00ha	0ha
合 計	被害金額	0.00万円	0千円
	被害面積	0.00ha	0ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>京極町は、わな猟免許取得・更新や箱わなの購入などに係る経費の全額の80%を補助している。また京極町鳥獣捕獲員（非常勤職員特別職）を猟友会員の中から任命し、猟友会との関係を密にして目撃情報等には迅速に対応するようにしている。</p> <p>平成19年12月に関係者による被害防止対策協議会を発足し、情報の共有・連絡体制整備を確認。</p> <p>○ヒグマ 京極町は、銃器（ライフル銃を含む）での捕獲許可を受けて地域の巡回をしてくれているが、捕獲が極めて困難である。近年、銃器と共に、箱わなによる捕獲も実施している。</p>	<p>○ヒグマ 猟友会会員は、会社員など現役世代が多く、有事の際に、出動できる会員が限定され、負担にな</p>

	<p>○ニホンジカ 銃（ライフル銃を含む）、くくりわなとあわせて、足跡等の状況から夜間群れを成して出沒しているポイントでの「移動式囲いわな」で捕獲を実施。</p> <p>○アライグマ 銃による捕獲、箱わなの設置。</p> <p>○カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス） 銃による捕獲、箱わなの設置。</p> <p>○キツネ 銃による捕獲。箱わなの設置。</p>	<p>ってきており、新たな担い手の育成が急務である。</p> <p>○ニホンジカ 将来個体数が増加した時の農業被害の懸念及び捕獲個体の処理費用の増加、各種わな増設に伴う巡回体制の軽減方法、並びに新たな担い手の育成が急務である。</p> <p>○アライグマ 箱わな見回り負担の軽減。新たな担い手の育成が急務である。</p> <p>○カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス） 箱わな見回り負担の軽減</p> <p>○キツネ 箱わな見回り負担の軽減</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>○ヒグマ、ニホンジカ 各農家は、電気柵（養蜂業者等設置）をはじめ、花火、爆音機などの威嚇機材の設置による追払い活動を実施。威嚇機の一部に効果が見られるものもあり、今後さらに普及していきたい。農協は、農家に対して農作物の収穫残渣処理の徹底指導。 緩衝帯の設置については、町内地域が主体となって農地・農道などの草刈り、ゴミ拾いなどに合わせ実施。</p> <p>※参考資料として、防除機材普及状況（資料1）</p>	<p>○ヒグマ、ニホンジカ 効果が実証されている電気柵は、「ヒグマに学習」させる意味からも設置箇所を検討し、広く普及に努めることが必要。 緩衝帯の設置については、町内に広く設置することが重要。 効果が確認されている電気柵等を農家にどう普及推進するか。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

各種わな等の増設に伴う巡回体制の過密化が課題になっていることから、別に定める補助金交付要綱に基づき巡回体制の軽減化が図られると町が認めたIT活用機材導入についても予算の範囲内で推進を図る。

○ヒグマ

電気柵や点滅灯・爆音機などの威嚇機材については、町単独補助事業により積極的に設置等普及拡大を図るとともに、効果が実証されている緩衝帯とあわせて防除を行う。効果が無い場合、銃器（ライフル銃を含む）及び箱わなによる問題個体の駆除を行う。

また、住宅地近傍での出没痕跡を発見した場合で、銃・箱わなでの捕獲が困難な場所においては、動物駆逐用煙火により追い払い活動を実施する。

○ニホンジカ

基本的には銃器（ライフル銃を含む）による有害鳥獣駆除、特定の場所に出没する場合は、くくりわなの設置、「追い込み」など実施する。被害農業者等に対するわな猟免許取得費用、くくりわな購入費、電気柵や爆音機などの威嚇機材については、町単独補助事業の活用により設置する等の普及拡大を図る。また、担い手育成対策として狩猟（銃猟）免許取得費用の一部、くくりわな等の購入費についても町単独補助事業の活用による取得を推進し有効な人材活用を目指します。

足跡等の状況から夜間に群れを成して出没していると思われ、そうしたポイントでの「移動式囲いわな」での捕獲を実施する。

各種わな増設に伴う巡回体制の過密化が課題になってくることから、巡回体制の軽減化を検討するため、IT活用による軽減化実証試験を実施する。

○アライグマ

銃器による捕獲、特定の場所に出没する場合は箱わなを設置する。被害農業者等に対する捕獲推進は、箱わな等購入費を町単独補助事業の活用により導入設置等の普及拡大を図る。また、市街地での目撃情報及び捕獲実績もあることから、従来の補助対象者に地域住民・町内会等も加え、箱わなの普及拡大を図る。

○カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）

銃による捕獲。箱わなによる捕獲。

○キツネ

銃による捕獲。箱わなによる捕獲。

○タヌキ

銃による捕獲。箱わなによる捕獲。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○捕獲体制

京極町は、捕獲体制の中心的役割を担う鳥獣被害対策実施隊（鳥獣捕獲員）を狩猟免許所持者の中から任命し、身分は非常勤職員特別職とする。実施隊に係る捕獲経費（報酬）を予算化し、迅速に対応出来る環境を整え、住民には回覧板による情報提供の呼び

かけを実施し、情報連絡の連携強化と共有化に努める。
農協は、組合員連絡網による情報提供呼びかけを実施。

北海道猟友会俱知安支部京極部会（銃器免許18名、わな猟免許10名）
ヒグマ用箱わな（役場備品1基、協議会1基）
ニホンジカ用移動式罠わな（協議会1基）
カラス用箱わな（協議会1基）
鳥獣被害対策実施隊（鳥獣捕獲員）定員：30名

※ 参考資料として、京極町鳥獣捕獲員名簿を添付する（資料2）

被害農業者等に対し狩猟免許取得を推進、きめ細かい設置と管理を自ら実施できるよう促すため捕獲猟具（猟銃を除く）に対しても町単独補助事業を活用するよう推進する。捕獲した鳥獣は、協議会と連携し適正に処理する。また、市街地でのアライグマ生息数拡大阻止するため、補助対象者を地域住民・町内会等に拡大し捕獲を推進する。

猟友会以外（わな猟免許2名、アライグマ防除従事者8名）

○捕獲・駆除権限

ヒグマ・ニホンジカ・カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）・キツネ・タヌキについては、猟友会俱知安支部京極部会の協力により京極町長名義で有害鳥獣捕獲許可申請及び狩猟免許所持者の中から従事者を追加する。

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

アライグマについては、防除実施計画書に基づき、アライグマ防除従事者などと協力して駆除する

（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 2年度	ヒグマ ニホンジカ アライグマ カラス類 (ハシブトガラス、ハシボソガラス) キツネ タヌキ	被害防止方法等知識の普及、被害防除技術の導入、担い手育成・確保の手段としてわな猟、銃猟免許取得推進補助の実施。 北海道ヒグマ保護管理計画に基づく、捕獲技量向上を目的とした「人材育成捕獲」の実施。
令和 3年度	ヒグマ ニホンジカ アライグマ カラス類 (ハシブトガラス、ハシボソガラス) キツネ	同 上

令和 4年度	タヌキ ヒグマ ニホンジカ アライグマ カラス類 (ハシブトガラス、ハシボソガラス) キツネ タヌキ	同上
-----------	---	----

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○ヒグマ	威嚇機材による威嚇にもかかわらず、被害が現実が発生するおそれが高いときに、当該出没個体を捕獲することとし、数値目標は特に設定しない。
○ニホンジカ	被害状況に応じて、出没個体を捕獲する。数値目標は120頭。
○アライグマ	防除実施計画書に基づき可能な限り捕獲する。数値目標は特に設定しない。
○カラス類 (ハシブトガラス、ハシボソガラス)	被害状況に応じて、出没個体を捕獲する。数値目標は特に設定しない。
○キツネ	被害状況に応じて、出没個体を捕獲する。数値目標は特に設定しない。
○タヌキ	被害状況に応じて、出没個体を捕獲する。数値目標は特に設定しない。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象 鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ヒグマ	当該出没個体	当該出没個体	当該出没個体
	被害が現実が発生する恐れが高い時に当該出没個体を捕獲する。		
ニホン ジカ	120頭	120頭	120頭
アライ グマ	可能な限り	可能な限り	可能な限り
カラス	1000羽以内	1000羽以内	1000羽以内
キツネ	20頭	20頭	20頭
タヌキ	40頭	40頭	40頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容			
○ヒグマ 銃器（ライフル銃を含む）による捕獲又は被害防止対策（追い払い活動）を実施する。 また、夜間等、銃器による対応が困難な場合は、箱わなによる捕獲を実施する。			
1. 捕獲手段	銃器（ライフル銃を含む）	箱わな	
2. 実施時期	4月から10月及び3月		
3. 捕獲場所	京極町一円（字京極及び規則第7条第1項第7号の場所は除く）		
○ニホンジカ 銃器（ライフル銃を含む）による捕獲又は被害防止対策（追い払い活動）を実施する。 くくりわなによる捕獲、移動式囲いわなによる捕獲を合わせて実施する。			
1. 捕獲手段	銃器（ライフル銃を含む）	くくりわな	移動式囲いわな
2. 実施時期	4月から3月	4月から3月	4月から3月
3. 捕獲場所	京極町一円（字京極及び規則第7条第1項第7号の場所は除く）		
○アライグマ 銃器、箱わな、エッグトラップ・くくりわなによる捕獲を合わせて実施する。			
1. 捕獲手段	銃器	箱わな	くくりわな
2. 実施時期	4月から3月（通年）		
3. 捕獲場所	京極町一円（但し、字京極及び規則第7条第1項第7号の場所は除く）		
○カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス） 銃器、箱わなによる捕獲を合わせて実施する。			
1. 捕獲手段	銃器	箱わな	
2. 実施時期	4月から3月（通年）	4月から3月（通年）	
3. 捕獲場所	京極町一円（但し、字京極及び規則第7条第1項第7号の場所は除く）		
○キツネ 銃器、箱わな、くくりわなによる捕獲を合わせて実施する。			
1. 捕獲手段	銃器	箱わな	くくりわな
2. 実施時期	4月から3月（通年）		
3. 捕獲場所	京極町一円（但し、字京極及び規則第7条第1項第7号の場所は除く）		
○タヌキ 銃器、箱わな、くくりわなによる捕獲を実施する。			
1. 捕獲手段	銃器	箱わな	くくりわな
2. 実施時期	4月から3月（通年）		
3. 捕獲場所	京極町一円（但し、字京極及び規則第7条第1項第7号の場所は除く）		

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
京極町	ニホンジカ、タヌキ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ヒグマ及びニホンジカ	電気柵 延長 5km 受益面積 25ha (京極町各地区)	電気柵 延長 5km 受益面積 25ha (京極町各地区)	電気柵 延長 5km 受益面積 25ha (京極町各地区)
	※上記延長面積は、既存機材の更新も含む		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	ヒグマ ニホンジカ アライグマ カラス類(ハシブトガラス、ハシボロガラス) キツネ タヌキ	協議会は、電気柵、爆音機など防除機材等の効果を普及する。 農協は、畑作物残渣除去指導、緩衝帯設置を推進する。 京極町は、防除機材の普及を図るため購入費用の補助をする。 また、鳥獣捕獲員の保安講習(動物駆逐用煙火)受講者の増員を図る。
3年度	ヒグマ ニホンジカ アライグマ カラス類(ハシブトガラス、ハシボロガラス) キツネ タヌキ	同 上
4年度	ヒグマ ニホンジカ アライグマ カラス類(ハシブトガラス、ハシボロガラス) キツネ タヌキ	同 上

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

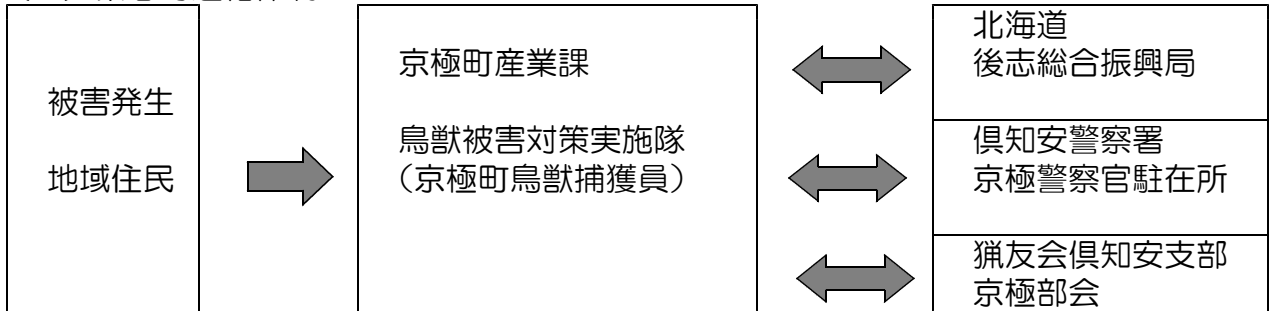
(1) 関係機関の役割

関係機関等の名称	役割
京極町産業課	被害状況の確認と住民への注意喚起、被害防止対策の実施と必要に応じて捕獲等許可に係る事務や指示
鳥獣被害対策実施隊 (京極町鳥獣捕獲員)	被害防止対策の実施
北海道後志総合振興局	京極町に対する助言
倶知安警察署	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における

京極警察官駐在所	住民の安全確保
猟友会倶知安支部 京極部会	京極町と猟友会との連絡調整

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	京極町鳥獣被害防止対策協議会
--------------	----------------

構成機関の名称	役割
京極町産業課	事務局は、産業課職員が担当し、協議会に関する連絡・調整及び被害防除施策の立案・対策の実施指導、被害実態調査を行う。
ようてい農業協同組合京極支所	会長は、ようてい農業協同組合京極支所長とする。対象地域を巡回し、営農（技術）指導・情報提供を行う。
ようてい森林組合	山林所有者の植栽被害軽減対策及び協力、出没痕跡など情報提供を行う。
猟友会倶知安支部京極部会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施（銃器、わな）を行う。
倶知安警察署京極警察官駐在所	被害防除対策の実施指導を行う。
鳥獣保護監視員	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
後志森林管理署京極森林事務所	国有林の被害情報の提供及び被害防除対策の実施指導を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当核協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
後志森林管理署	国有林の被害情報の提供及び被害防除対策の実施指導

北海道後志総合振興局農務課	被害状況の調査等、被害防除対策の実施指導
北海道後志総合振興局 環境生活課	有害鳥獣捕獲許可、被害防除対策の実施指導
北海道後志総合振興局後志 農業改良普及センター	農作物被害防止助言・指導
※ 参考資料として、協議会及び関係機関体制図（資料2）	

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊は、構成団体の中から京極町が任命し、協議会と連携を図り効果的な捕獲に取り組む。

※ 参考資料として、京極町鳥獣捕獲員名簿を添付する（資料3）

- (注) 法律第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

京極町鳥獣被害防止対策協議会が中心となり対策を推進していくが、各種団体や各町内会等においても積極的な関与を促し集団で取組を進めていく。

鳥獣被害地区の圃場所有者は、被害防除施設を一体的に取り組み、施設の受益者は適正な維持管理をする。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的には専用処分施設で埋設処理。捕獲位置により搬出困難な場合は、現地埋設。ヒグマ捕獲後は、「ヒグマ捕獲票」を北海道後志総合振興局環境生活課自然環境係へ提出。

また、北海道ではヒグマの捕獲個体について試料分析をしているため、別に定めた試料を送付する。

〈送付先〉 〒060-0819 札幌市北区北19条西12丁目
 地方独立行政法人北海道立総合研究機構
 環境・地質研究本部
 環境科学研究センター 自然環境部

- (注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

囲いわな等で捕獲した運搬可能なニホンジカは、生体で食肉処理施設へ運搬し衛生的に処理することを基本とし、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（厚生労働省）」に基づき可能な限り有効活用すること。従来からの銃捕獲の場合であっても、食肉としての自家消費に努め、肉以外の部位も製品化・有効活用を目指す。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、京極町町内会長会議、まちづくり懇談会、農協地区別懇談会などで各種団体との情報交換会を開催する。
京極町鳥獣被害防止計画は、運用で内容が実態と乖離しないように関係機関と協議の上、計画変更を随時行うものとする。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。